横浜市における障害児・者の歯科医療に関する実態調査

（障害児・者施設）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 回答者 |
| 役職 | 職種 | 氏名 |
|  |  |  |  |

チェックボックスに✔をしてご回答ください。

問1 提供しているサービス（複数回答可）

(1) [ ]  生活介護

(2) [ ]  療養介護

(3) [ ]  施設入所支援

(4) [ ]  自立訓練（機能訓練・生活訓練）

(5) [ ]  宿泊型自立訓練

(6) [ ]  就労移行支援

(7) [ ]  就労定着支援

(8) [ ]  就労継続支援（A型・B型）

(9) [ ]  共同生活援助、グループホーム

(10) [ ] 自立生活援助

(11) [ ]  地域活動支援センター

(12) [ ]  精神障害者生活支援センター

(13) [ ]  障害児入所施設（医療型・福祉型）

(14) [ ]  障害児通所支援

問2 所在地

　 (1)[ ] 鶴見区 　(2)[ ] 神奈川区　(3)[ ] 西区　(4)[ ] 中区　(5)[ ] 南区　(6)[ ] 港南区　(7)[ ] 保土ケ谷区　(8)[ ] 旭区　(9)[ ] 磯子区　(10)[ ] 金沢区　(11)[ ] 港北区　(12)[ ] 緑区　(13)[ ] 青葉区　(14)[ ] 都筑区　(15)[ ] 戸塚区　(16)[ ] 栄区(17)[ ] 泉区　(18)[ ] 瀬谷区

問3 利用者の歯・口腔ケアの状況（該当するもの全てに回答）

　（1）歯科健診（口腔ケア、歯科保健指導等）を実施していますか

 実施頻度：①[ ] 年1回　②[ ] 年2回（半年に1回）　③[ ]  3か月に1回程度　④[ ] その他

　　　　 　　　　⑤[ ] 歯科健診はしていない

　（2）歯科健診の対象者

　　　①[ ] 入所者全員　②[ ] 入所時に選別　③[ ] 入所後の状況に応じて判断　④[ ] 通所者全員

　⑤[ ] 通所サービス開始時に選別　　⑥[ ] 通所サービス開始後の状況に応じて判断

　⑦[ ] その他（　　　　　　　　　　　）

　（3）歯科健診の実施者（複数回答）

　　　①[ ] 歯科医師　②[ ] 歯科衛生士　③[ ] 医師　④[ ] 看護師　⑤[ ] リハ職員　⑥[ ] 介護職員

　　　⑦[ ] （管理）栄養士　⑧[ ] その他（　　　　　　　　　　　）

　（4）日々の口腔ケア、指導の実施者（複数回答）

　　　①[ ] 歯科医師　②[ ] 歯科衛生士　③[ ] 医師　④[ ] 看護師　⑤[ ] リハ職員　⑥[ ] 介護職員

　　　⑦[ ] （管理）栄養士　⑧[ ] その他（　　　　　　　　　　　）

問4 歯科受診が必要となった場合の対応

　（1）[ ] 嘱託歯科医師が対応する

　（2）[ ] 連携歯科医療機関を受診させる

　（3）[ ] 連携歯科医療機関の往診を受ける

　（4）[ ] 本人の「かかりつけ歯科医」を受診させる

　（5）[ ] 本人（家族）の意向を聞き、歯科医療機関を選定する

　（6）[ ] 本人（家族）の判断に任せる

　（7）[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問5 口腔ケア、歯科受診に当たっての要望（自由記載）

問6 食事、食べる機能（摂食嚥下機能）支援の状況

　（1）食事提供の状況（通所施設のみ）

　　　①[ ] 昼食　②[ ] おやつ　③[ ] 提供していない　④[ ] その他（　　　　　　　　　　　）

　（2）食事介助に関しての課題（自由記載）

　（3）摂食嚥下機能のための指導・訓練を実施していますか

　　　①[ ] している　②[ ] していない

　（4）摂食嚥下機能のための指導・訓練を実施している職種（複数回答）

　　　①[ ] 歯科医師　②[ ] 歯科衛生士　③[ ] 医師　④[ ] 看護師　⑤[ ] リハ職員　⑥[ ] 介護職員

　　　⑦[ ] （管理）栄養士　⑧[ ] その他（　　　　　　　　　　　）

問7 食事、食べる機能（摂食嚥下機能）支援を進める上での要望（自由記載）

問8 障害児・者の歯科医療については、県歯科医師会が一次〜三次までの医療機関を指定し、連携体制を構築していますが、ご存知ですか（一次医療機関は市内75か所）

　（1）[ ] 知っている

　（2）[ ] 知らない

問9 横浜市歯科医師会では身近な「心身障害児・者歯科診療事業協力医療機関」を指定していますが、ご存知ですか（市内218か所）

　（1）[ ] 知っており、連携したことがある

　（2）[ ] 知っているが、連携したことはない

　（3）[ ] 知らない

問10 利用者の歯科保健医療・口腔ケアで困った際の相談先（複数回答）

　（1）[ ] 嘱託歯科医師（連携歯科医療機関）

　（2）[ ] 嘱託歯科医師以外の連携歯科医療機関

　（3）[ ] 高次歯科医療機関

　（4）[ ] 横浜市歯科保健医療センター（相談窓口）

　（5）[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　）

問11 利用者の歯科保健医療・口腔ケアを推進するための要望（自由記載）

**【参考】神奈川県歯科医師会障害者歯科医療システム**

神奈川県歯科医師会では、知的・精神的・身体的な障がいや疾病があるために、安全に歯科診療を受けられない方を対象に、一次～三次に分けて歯科医療に対応しています。

一次医療　通常の歯科診療所の人員と装備で対応できる医療（横浜市内75か所）

二次医療　集約された人員と装備とやや高次の内容を持つ医療（横浜市内1か所＝準二次）

三次医療　専門的で包括的な内容を必要とする医療(全身麻酔下治療を含む)（横浜市内3か所）